

## 営繕工事における資材価格高騰に対する特例措置に係る運用について

### 1 概要

資材価格高騰に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、設計単価を最新の設計単価に変更するものである。

### 2 対象工事等

令和5年12月1日から令和6年2月29日までに契約を締結する、すべての営繕工事を対象とする。

### 3 対象資材等

- (1) 特例措置の対象資材等は、複合単価、市場単価、島根県建設工事積算基準第15編（単価）及び一般刊行されている物価資料（以下「単価表等」という。）に掲載されている資材単価及び機械賃料等とする。
- (2) 別表1（は）欄に掲げるもので、見積を採用している資材単価（労務費含む）については、同表（い）欄に掲げる工種の区分に応じて、同表（ろ）欄に掲げる適用箇所について、公告月と開札月が異なる場合において、本特例措置の対象とする。
- (3) 別表1に掲げるものを除き、見積により設計単価を設定している資材等は、特例措置の対象外とする。ただし、公告月と開札月において、類似資材の物価変動率等により、乖離が確認できる場合については、受発注者協議のうえ、本特例措置の対象とすることができる。

### 4 実施方法

- (1) 発注者は、当初契約締結後、対象工事等の設計単価を、開札月における最新の単価表等の設計単価に変更する。
- (2) 特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知する。
- (3) 特例措置の変更契約は、原則として、設計図書の変更に併せて変更契約時に行うものとする。

### 5 スライド条項との併用

本特例措置を適用した場合においても、公共工事請負契約約款第26条（スライド条項）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。その際、スライド額算定に用いる当初設計単価は、開札月に変更後の設計単価とする。

## 6 その他

- (1) 特例措置の対象工事等は、入札公告または指名通知書に明示する
- (2) 令和 5 年 12 月 1 日以降の契約締結分から特例措置の対象とする。
- (3) 単価表等は、市場価格の動向に応じて改定していることから、特例措置を適用した際、請負代金額が減額になる場合があることに留意する。

別表 1

(い)	(ろ)	(は)
工種	適用箇所	対象資材
鉄筋	躯体	異形鉄筋 等
コンクリート	躯体	普通コンクリート 等
鉄骨	本体鉄骨	形鋼、鋼板 等 (ボルト等含む)
木	躯体	木材 等 (接合部金物等含む)

## 附則

この運用は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。